

相次ぐ米軍ヘリコプターの不時着事故に対する意見書

平成30年1月23日午後8時ごろ、米軍普天間基地所属のAH-1Z攻撃ヘリコプターが、渡名喜村の急患搬送用ヘリポートに不時着した。渡名喜小中学校から約300メートルの距離、集落近郊であり、危険極まりない事はもとより、救急搬送の事案が発生したならば、村民の命や安全が損なわれた可能性もあり言語道断である。同機は、翌日には離陸し、嘉手納基地で機体に積んでいた弾薬を降ろしたとの報道もあり、一步間違えれば大惨事に繋がりがねず、村民及び県民を恐怖に陥れた状況はまさに異常事態である。また、1月6日にうるま市伊計島に同基地所属のUH-1ヘリコプター、同月8日には読谷村儀間にて今回の同型機が不時着事故を起こしたばかりであり、治外法権であるかのように日本政府の飛行停止要請を無視し、問題を起こした機体が今なお飛び交っている状況は断じて許されない。

昨年末の宜野湾市での2度の部品落下事故、米軍嘉手納基地に暫定配備されたF-35Aによるパネル落下事故と頻発している最中の事故であり、米軍の安全管理体制の欠如に激しい憤りを禁じ得ない。

県民の懸念や我々の抗議・要請を一顧だにしない基地政策を沖縄に強いる日米両政府、県民の命を軽視し、人権感覚の欠如した日米両政府要人の発言は看過できず、県民の怒りと憤りは頂点に達している。県民に寄り添う、良き隣人といううわべだけの言葉よりも日米両政府は強い当事者意識を持って具体的な解決策を示すべきである。

よって、北谷町議会は、町民及び県民の生命、財産、安全を守る立場から、米軍及び関係当局に対し厳重に抗議するとともに、下記事項について強く要請する。

記

- 1 すべての米軍機の飛行訓練を即時禁止させること。
- 2 北谷町及び米軍基地所在自治体を含む沖縄県・日本政府・米政府の三者による特別対策協議会を設置し、事件・事故の再発防止と具体的な解決策を早期作成・公表・実施すること。
- 3 日米地位協定の抜本的な改定を早急に行うこと。
- 4 在沖米海兵隊の即時撤退を行わせ、すべての在沖米軍基地を整理縮小・撤去させること。
- 5 米軍普天間基地を即時閉鎖・撤去させ、県内移設を断念すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成30年2月5日

沖縄県中頭郡北谷町議会

あて先

衆議院議長 参議院議長 内閣総理大臣 外務大臣 防衛大臣
沖縄及び北方対策担当大臣 外務省特命全権大使（沖縄担当） 沖縄防衛局長